



「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

DV（ドメスティック・バイオレンス） あなたは どうする？

新入職員の皆さん、まだDVに関する研修を受講していない皆さんへ。

Q 「DVって何ですか？」

配偶者（夫婦、同居するパートナー）間での暴力のことです。

ーDV防止法では、親子や恋人を含みませんー

- 例 ①身体的暴力（殴る、蹴る） ②精神的暴力（暴言、無視） ③性的暴力（望まない妊娠）
④経済的暴力（生活費を渡さない）

Q 「夫婦げんかとの違いを教えてください」

暴力による支配（コントロール）がDVです。

繰り返される暴力（身体的暴力以外の暴力も含まれます）により、夫婦の力関係が固定化し対等でない関係性が築かれることがDVです。一度支配下に置かれると、自力で脱することは難しくなります。専門の相談員がいる「DV相談」や「女性相談」の利用を勧めてください。

Q 「もし、相談されたら・・・」

窓口等で相談を受けたら、必ず専門の相談員につなぎましょう。

時に大きな事件に進展する恐れのある‘DV’、慎重に対応しましょう。

相談窓口案内のカードやチラシを、そっと手渡すだけでも効果的です。（カード等は、840情報コーナー、人権・男女共同参画課等に設置しています。）

◆DV相談

毎週 月・金曜日 10:00～16:00

場所 DV相談支援室

（緊急時は、相談日以外でも受けます。）

◆女性相談

毎週 火～木曜日 10:00～16:00

場所 駅前出張所内相談室

予約・問合せ 人権・男女共同参画課（内 811）

